

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和3年1月7日(2021.1.7)

【公開番号】特開2019-96994(P2019-96994A)
 【公開日】令和1年6月20日(2019.6.20)
 【年通号数】公開・登録公報2019-023
 【出願番号】特願2017-223660(P2017-223660)
 【国際特許分類】

H 0 4 N 1/00 (2006.01)

B 4 1 J 29/38 (2006.01)

B 4 1 J 29/42 (2006.01)

【 F I 】

H 0 4 N 1/00 C

B 4 1 J 29/38 Z

B 4 1 J 29/42 F

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月17日(2020.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タッチパネルと、
前記タッチパネルへのタッチ操作のログを記憶する第1の記憶手段と、
ソフトウェアに対する指示に対応しない第1のタッチ操作に続けて前記ソフトウェアに
対する指示に対応する第2のタッチ操作を受け付けたことに従って、前記第1のタッチ操
作および前記第2のタッチ操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶する第2の記憶
手段と、を有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記第1のタッチ操作を受け付けた場合に、前記第1のタッチ操作のログを生成する生
成手段をさらに有し、

前記第1の記憶手段は、前記第1のタッチ操作を受け付けた場合に、前記第1のタッチ
操作のログを記憶することを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記生成手段は、前記第2のタッチ操作を受け付けた場合に、前記第2のタッチ操作の
ログを生成し、

前記第2の記憶手段は、前記第2のタッチ操作を受け付けた場合に、前記第1のタッチ
操作および前記第2のタッチ操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶することを特
徴とする請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記第1のタッチ操作に続けて前記第2のタッチ操作を受け付けたことに従って、前記
第1のタッチ操作と前記第2のタッチ操作とに基づいて、前記第1のタッチ操作と前記第
2のタッチ操作とに対応した指示内容を特定する指示特定手段をさらに有し、

前記第2の記憶手段は、前記指示特定手段により前記指示内容が特定された場合に、前
記指示特定手段により特定された前記指示内容と、前記第1のタッチ操作のログと、前記
第2のタッチ操作のログと、を対応付けて記憶することを特徴とする請求項1乃至3の何

れか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

ユーザーを認証する認証手段をさらに有し、

前記第 2 の記憶手段は、前記指示内容に対応付けて、さらに、前記認証手段により認証されたユーザーの識別情報を記憶することを特徴とする請求項 4 に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記第 2 のタッチ操作に対応して表示された表示画面を特定する画面特定手段をさらに有し、

前記第 2 の記憶手段は、前記第 2 のタッチ操作のログに対応付けて、さらに、前記画面特定手段により特定された前記表示画面の識別情報を記憶することを特徴とする請求項 4 または 5 に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

ハードウェアキーと、

前記ハードウェアキーのキー操作のログを記憶する第 1 の記憶手段と、

ソフトウェアに対する指示に対応しない第 1 のキー操作に続けてソフトウェアに対する指示に対応する第 2 のキー操作を受け付けたことに従って、前記第 1 のキー操作および前記第 2 のキー操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶する第 2 の記憶手段と、を有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項 8】

前記第 1 のキー操作を受け付けた場合に、前記第 1 のキー操作のログを生成する生成手段をさらに有し、

前記第 1 の記憶手段は、前記第 1 のキー操作を受け付けた場合に、前記第 1 のキー操作のログを記憶することを特徴とする請求項 7 に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

前記生成手段は、前記第 2 のキー操作を受け付けた場合に、前記第 2 のキー操作のログを生成し、

前記第 2 の記憶手段は、前記第 2 のキー操作を受け付けた場合に、前記第 1 のキー操作および前記第 2 のキー操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶することを特徴とする請求項 8 に記載の情報処理装置。

【請求項 10】

前記第 1 のキー操作に続けて前記第 2 のキー操作を受け付けたことに従って、前記第 1 のキー操作と前記第 2 のキー操作とに基づいて、前記第 1 のキー操作と前記第 2 のキー操作とに対応した指示内容を特定する指示特定手段をさらに有し、

前記第 2 の記憶手段は、前記指示特定手段により前記指示内容が特定された場合に、前記指示特定手段により特定された前記指示内容と、前記第 1 のキー操作のログと、前記第 2 のキー操作のログと、を対応付けて記憶することを特徴とする請求項 7 乃至 9 の何れか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 11】

ユーザーを認証する認証手段をさらに有し、

前記第 2 の記憶手段は、前記指示内容に対応付けて、さらに、前記認証手段により認証されたユーザーの識別情報を記憶することを特徴とする請求項 10 に記載の情報処理装置。

【請求項 12】

前記第 2 のキー操作に対応して表示された表示画面を特定する画面特定手段をさらに有し、

前記第 2 の記憶手段は、前記第 2 のキー操作のログに対応付けて、さらに、前記画面特定手段により特定された前記表示画面の識別情報を記憶することを特徴とする請求項 10 または 11 に記載の情報処理装置。

【請求項 13】

タッチパネルを有する情報処理装置が実行する情報処理方法であって、

前記タッチパネルへのタッチ操作のログを記憶する第1の記憶ステップと、ソフトウェアに対する指示に対応しない第1のタッチ操作に続けて前記ソフトウェアに対する指示に対応する第2のタッチ操作を受け付けたことに従って、前記第1のタッチ操作および前記第2のタッチ操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶する第2の記憶ステップと、を有することを特徴とする情報処理方法。

【請求項14】

ハードウェアキーを有する情報処理装置が実行する情報処理方法であって、前記ハードウェアキーのキー操作のログを記憶する第1の記憶ステップと、ソフトウェアに対する指示に対応しない第1のキー操作に続けてソフトウェアに対する指示に対応する第2のキー操作を受け付けたことに従って、前記第1のキー操作および前記第2のキー操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶する第2の記憶ステップと、を有することを特徴とする情報処理方法。

【請求項15】

タッチパネルへのタッチ操作のログを記憶する第1の記憶ステップと、ソフトウェアに対する指示に対応しない第1のタッチ操作に続けて前記ソフトウェアに対する指示に対応する第2のタッチ操作を受け付けたことに従って、前記第1のタッチ操作および前記第2のタッチ操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶する第2の記憶ステップと、をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【請求項16】

ハードウェアキーのキー操作のログを記憶する第1の記憶ステップと、ソフトウェアに対する指示に対応しない第1のキー操作に続けてソフトウェアに対する指示に対応する第2のキー操作を受け付けたことに従って、前記第1のキー操作および前記第2のキー操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶する第2の記憶ステップと、をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで、本発明は、情報処理装置であって、タッチパネルと、前記タッチパネルへのタッチ操作のログを記憶する第1の記憶手段と、ソフトウェアに対する指示に対応しない第1のタッチ操作に続けて前記ソフトウェアに対する指示に対応する第2のタッチ操作を受け付けたことに従って、前記第1のタッチ操作および前記第2のタッチ操作に紐づけて前記指示に対応するログを記憶する第2の記憶手段と、を有することを特徴とする。